

中津川市告示 第20号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る告示（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域を次のように定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示（平成24年3月30日中津川市告示第19号）第1条により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示第3条第1項に定める区域の区分（以下「区域区分」という。）が、第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域
- 2 区域区分が第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲のおおむね80メートルの地域

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。